

事故発生防止のための指針

1 基本的な考え方

施設は、利用者が安心して快適に施設を利用できるよう質の高い介護サービスの提供に努めるとともに、安全な居住環境とリスク管理体制を整備し、また職員個々の事故を予見する洞察力や知見の研鑽により、組織全体で医療・介護事故の発生防止に取り組む。

2 安全対策委員会に関する事項

(1) 安全対策委員会の設置

施設内に事故発生防止のための安全対策委員会を設置する。委員会は定期的開催し、事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行う。また、骨折等の重大事故が発生した時など、必要に応じて随時開催する。

(2) 安全対策委員会の構成

安全対策委員会は、以下の職種で構成し、委員長と専任の安全対策担当者を置くものとする。また、必要に応じ委員を指名する。

① 特別養護老人ホーム柏松苑

- ・ 施設長（委員長）
- ・ ケアワーカー主任（安全対策担当者）、ユニットリーダー
- ・ 生活相談員、介護支援専門員
- ・ 看護師主任
- ・ 管理栄養士
- ・ 協力医

② 特別養護老人ホーム柏松苑別館穂の香

- ・ 施設長（委員長）
- ・ ケアワーカー主任（安全対策担当者）、ユニットリーダー
- ・ 生活相談員、介護支援専門員
- ・ 看護師主任
- ・ 管理栄養士
- ・ 協力医

③ 村田町デイサービスセンター

- ・ 管理者（委員長）
- ・ センター主任

- ・ 生活相談員
- ・ 看護師
- ・ ケアワーカー

④ 谷山介護支援センター

- ・ 管理者（委員長）
- ・ 介護支援専門員

(3) 安全対策委員会の役割

安全対策委員会では、以下の役割を担う。

- ① 安全対策に関する指針、マニュアル等について定期的に見直し、更新する。
- ② 事故報告をもとに要因分析やリスク因子の選別等を行い、対策を検討する。
- ③ 事故予防対策について各部署に伝達し、組織内での周知徹底を図る。
- ④ 事故防止や安全衛生に関する職員研修、実技訓練等を企画、実践する。

3 職員研修に関する基本方針

事故発生防止に関する知識の習得及び安全管理の徹底を図るため、介護職員その他の従業者に対して、以下の教育・研修を行う。

- ① 定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- ② 新任者に対する事故発生防止のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

4 事故発生時の対応

(1) 利用者への対応・事故処理

提供中に事故が発生した場合は、施設は利用者に対し必要な処置を講じる等、速やかな対応と適切な事故処理を行う。また、事故の状況及び処置について記録し、損害賠償の責を負う事態に対処するため、損害賠償保険に加入する。

(2) ご家族等に対するの説明

ご家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先にそって速やかに連絡を行い、事故発生状況及び職員の対応等について報告する。また、事故による損害が発生している場合には、施設の賠償責任の有無を説明する。

(3) その他の連絡・報告について

関係機関や行政、保険者への報告が必要な事故が発生した場合は、速やかに連絡、方向を行うとともに必要に応じて事故報告書を作成し、提出する。

5 介護事故発生防止のための取り組み

安全対策委員会にてヒヤリハット事故報告を集計し、発生状況を分析することにより、介護事故の発生原因、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知したうえで実施する。また、事故防止策の有効性について、リーダー、夜勤者、看護師等を中心に観察を行い、効果が認められない場合には再度、安全対策委員会にて防止策を検討する。

6 この指針の閲覧について

この指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当法人のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧をできるようにする。

附則

この指針は、平成30年4月1日より施行する。

この指針は、令和3年10月1日より施行する。

この指針は、令和5年4月1日より施行する。

この指針は、令和6年4月1日より施行する。